

投資の支援措置

(1) ベンチャーファンドからの投資 (2) 中小企業投資育成株式会社からの投資

(1) ベンチャーファンドからの投資

ベンチャー企業等への投資の円滑化を目的として民間のベンチャーキャピタル等が運営するベンチャーファンド（投資事業有限責任組合）へ中小企業基盤整備機構が出資を行い、当該ファンドがベンチャー企業等への投資を行い、資金調達支援及び経営支援を行います。

対象者→経営革新計画の承認を受けた株式会社

●支援内容

経営革新計画に従い経営革新のための事業を行い、株式公開を目指す未公開株式会社は、ベンチャーファンド（投資事業有限責任組合）からの投資の対象となっています。

【問い合わせ先】 中小企業基盤整備機構新事業支援部資金支援課 TEL：03－5470－1570

(2) 中小企業投資育成株式会社からの投資

資本金3億円以下の株式会社が、中小企業投資育成株式会社からの投資を受けることによって、自己資本の充実とその健全な成長発展を図ることができます。

対象者→経営革新計画の承認を受けた資本金が3億円超の株式会社等も対象

なお、中小企業新事業活動促進法に基づく承認経営革新計画に従って、経営革新のための事業を行うために設立する資本金が3億円を超える株式会社であっても投資対象になります。

●投資の内容

- ①会社の設立に際し発行される株式の引受け
- ②増資新株の引受け
- ③新株予約権の引受け
- ④新株予約権付社債等の引受け

※なお、中小企業投資育成株式会社から投資を受けた会社は、引き続き追加投資も受けられます。

●育成事業（コンサルティング事業）

中小企業投資育成株式会社は、その株式、新株予約権又は新株予約権付社債等を引き受けている投資先企業からの依頼により、信頼できるパートナーとして、各種個別経営相談に応じています。